

山口県総合教育会議について

1 基本的な考え方

教育に関する予算の編成・執行や条例提案等の権限を有している知事と、教育委員会が十分な意思疎通を図り、本県教育の課題やあるべき姿を共有しながら、より一層一体的な教育行政を推進するため、知事と教育委員会による「山口県総合教育会議」を設置する。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成27年4月1日施行）に基づく義務設置

2 構成員

知事及び教育委員会（教育長及び教育委員）

※必要に応じ、意見聴取者（関係者、学識経験者等）の出席を要請。

3 会議の招集等

会議は知事が招集し、原則公開。また、議事録を作成し、公表。

4 協議事項

- ① 平成27年度においては、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定（資料2のとおり）について協議。
⇒ 平成27年度中に大綱を策定
- ② 毎年度においては、大綱に基づき重点的に講ずべき施策について協議。
⇒ 各年度の「重点取組方針」を決定
- ③ いじめ問題や災害等に伴う児童、生徒等の生命や身体の保護など、緊急の場合に講ずべき措置について協議
⇒ 必要に応じ随時会議を開催

5 開催スケジュール

開催時期	27年度	28年度以降
5月 (5/12)	・大綱策定方針等の協議 ・大綱策定に向けての論点協議	
9月	・大綱案の協議・合意 ・次年度における「重点取組方針」等について協議	・大綱に基づく施策の実施状況等を踏まえ、次年度における「重点取組方針」等について協議
2月	・次年度における具体的な重点施策等について協議	・次年度における具体的な重点施策等について協議